

第 2 8 9 回長崎県南部海区漁業調整委員会議事録

- 1 . 開催年月日 令和 4 年 6 月 1 日 (水) 1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 1 5
- 2 . 通知年月日 令和 4 年 5 月 2 3 日 (月)
- 3 . 公示年月日 令和 4 年 5 月 2 3 日 (月)
- 4 . 開催場所 長崎市尾上町 3 - 1
長崎県庁 1 階 大会議室 C
- 5 . 出席者 (委 員) 吉谷会長、吉本委員、本西委員、野田委員、村田委員、
岡部委員、菊地委員、松尾委員、小林委員、中澤委員、
浅川委員、岡村委員、山外委員、五島委員
(事務局) 古原事務局長、中ノ瀬事務局次長、市山課長補佐、
渡辺係長、山下係長、吉川書記
(長崎県) 漁業振興課 松本企画監
資源管理班 宮原課長補佐、石田主任技師
漁業調整班 笹山課長補佐、藤田主任主事
円口技師
- 6 . 議 題
第 1 号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について (諮問)
第 2 号議案 長崎県南部海区漁業調整委員会指示「動力船を使用するつりによる
いかの採捕制限」の発動要請について
第 3 号議案 長崎県資源管理方針の変更について (諮問)
第 4 号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について
(諮問)

その他

7 . 議 事

(開 会)

- | | |
|-----|---|
| 事務局 | 定刻となりましたので、ただ今より第 2 8 9 回長崎県南部海区漁業調整委員会を開催いたします。
まず、初めに吉谷会長よりご挨拶をお願いいたします。 |
| 会 長 | (会長挨拶) |
| 会 長 | 本日は令和 4 年度になり初めての委員会ですが、県の 4 月 1 日付け人事異動がっておりますので、事務局及び県職員の自己紹介をお願いします。 |
| 事務局 | 事務局長の古原でございます。

(局長挨拶) |

事務局書記の吉川でございます。

県 漁業振興課資源管理班長の宮原です。
漁業振興課漁業調整班の藤田です。

会 長 それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について事務局より報告願います。

事務局 本日は、松下委員が欠席されております。定員15名中、14名の委員の出席となっております。

出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第145条第1項の規定によりこの委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日は第1～2号議案の説明のため、漁業振興課 漁業調整班、笹山課長補佐、藤田主任主事、円口技師、第3～4号議案、その他の説明のため資源管理班、石田主任技師が出席しておりますのでご紹介します。

会 長 これより議事に入ります。
本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私の方から指名します。
本日の議事録署名人は、「浅川委員」と「小林委員」にお願いいたします。

会 長 今回の議題は、お手元の資料のとおり、
○第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」
○第2号議案
「長崎県南部海区漁業調整委員会指示「動力船を使用するつりによるいかの採捕制限」の発動要請について」
○第3号議案
「長崎県資源管理方針の変更について（諮問）」
第4号議案
「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」
その他
(1)「令和3管理年度におけるまさば及びごまさばの追加配分について」
(2)令和3管理年度（第7管理期間）におけるくろまぐろの漁獲実績について
(3)令和4管理年度（第8管理期間）におけるくろまぐろの追加配分について
(4)長崎県漁業調整規則の一部改正にかかる状況報告について
となっております。

会 長 それでは、
第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」を上程します。

事務局	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、お手元の資料の4ページをご覧ください。県から第1号議案の諮問文が参っておりますので、朗読させていただきます。</p> <p>(諮問文朗読)</p> <p>また、資料5ページに関連する資料を添付しております。県担当者からご説明いたします。</p>
漁業振興課	<p>○ 次の新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について、説明</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 なまこ、うに、さざえ、あわび、にな、もずく、わかめ、ひじき潜水器漁業(池下地区) 2 なまこ、うに、さざえ、あわび、にな、もずく、わかめ、ひじき潜水器漁業(有喜地区)
会 長	<p>ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。</p>
岡部委員	<p>二地区の漁協許可でうに、もずくの漁業時期について相違がありますが、何か意味がありますか。これまでこれでやっていると思いますが。</p>
漁業振興課	<p>従来の地区ごとに調整上の問題で決めており、踏襲は地元要望と理解しております。</p>
岡部委員	<p>従来どおりとのことですが、両地区はそう遠くないので漁業時期がズレればトラブルの元になる。地元ですら今の担当者も分からないまま申請を上げるかもしれないので、地元と協議して出来れば近いところであれば漁期を近づけるか、揃えるかはできないか。</p>
漁業振興課	<p>委員ご指摘のとおり、この地区の許可者は各1名ずつであり、漁協から内容を合わせた形でとの話しもあるので、今後は今の意見を踏まえて統一したやり方ができないか地元と検討してまいりたいと思います。</p>
会 長	<p>他にご意見はありませんか。</p>
全委員	<p>(意見なし)</p>
会 長	<p>他にご意見等もないようですので、議案ごとに議決をとることとします。</p> <p>第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」については、諮問原案どおり公示して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。</p>
全委員	<p>(異議なし)</p>

会 長

ご異議もないようですので、第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」については、諮問原案どおり公示して差し支えない旨、答申することに決定しました。

続きまして、第2号議案「長崎県南部海区漁業調整委員会指示「動力船を使用するつりによるいかの採捕制限」の発動要請について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、お手元の資料の7ページをご覧ください。県から第2号議案の要請文が参っておりますので、朗読させていただきます。

（要請文朗読）

また、資料8ページから10ページに関連する資料を添付しております。

県担当者からご説明いたします。

漁業振興課

- ・ 現在、遊漁者及び総トン数5トン未満の動力船を使用する漁業者を対象として、各海区において漁業調整委員会指示を発動し、小型いかつり漁業許可と同内容の規制措置を行い、適正な操業秩序を維持。
- ・ 現在発動している漁業調整委員会指示は、令和4年11月3日に有効期間満了につき、原案について継続発動を要請するもの（有効期間は許可期間の5年に統一）。
- ・ 委員会指示の発動にあたり、水産庁長官通達に基づき遊漁と漁業の調整のため、本委員会から長崎県海面利用協議会からの意見聴取を要請（協議会から県に答申後、委員会審議予定）。

会 長

ただいま説明がありましたこのことについて、ご審議願います。ご質問、ご意見はございませんか。

五島委員

今回、当委員会に委員会指示の発動を協議されているのではなく、海面利用協議会に対して県南委員会に意見を聴いて下さいと要請されているのか。委員会から海面協議会に指示について支障ないか通知を出すというものか。

漁業振興課

そのとおりでございます。

会 長

他にご意見等ございませんか。

全委員

（意見等なし）

会 長

他にご意見等もないようですので、第2号議案「長崎県南部海区漁業調整委員会指示「動力船を使用する

つりによるいかの採捕の制限」の発動要請について」は、委員会指示の原案をもって長崎県海面利用協議会の意見を聴くことに決定してご異議ございませんか。

全委員 (異議なし)

会長 ご異議もないようですので、第2号議案「長崎県南部海区漁業調整委員会指示「動力船を使用するつりによるいかの採捕の制限」の発動要請について」は、委員会指示の原案をもって長崎県海面利用協議会の意見を聴くことに決定しました。

会長 続きまして、第3号議案「長崎県資源管理方針の変更について(諮問)」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 第3号議案について、お手元の資料の12ページをご覧ください。県から諮問文が参っておりますので、朗読させていただきます。

(諮問文朗読)

また、お手元の資料13から39ページまで、関連する資料を添付しておりますので、県担当者(資源管理班)から説明いたします。

漁業振興課

1. 知事管理区分への当初配分
 - ・今回、方針変更は、国より数量明示されている「まあじ」、「まさば及びごまさば」が対象。
 - ・知事管理区分である「中型まき網漁業」、「その他漁業」への当初配分において、当初按分時の比率を「平成29年(2017年)から令和元年(2019年)まで」を、「直近3年間の漁獲実績」に変更。
 - ・海区漁業調整委員会の意見を聴いて県留保枠設定できることとし、大臣管理区分や他の都道府県との融通する際にはこの留保から配分可能となり迅速な融通体制を構築。追加理由は、令和4年3月16日付けで合意した確認書によるもので、水産政策審議会の諮問を経て国の資源管理基本方針に追加。
2. 国より追加配分があった際の知事管理区分への配分
 - ・国の追加配分を中型まき網漁業に配分する比率を、「当該管理年度の当初配分の比率」に変更(計算方法は変更なし)。
3. 県留保から知事管理区分への配分
 - ・留保から知事管理区分へ配分する規定を追加及び修正。
 - ・数量を明示している中型まき網漁業の漁獲量が8割に達し、又は超える恐れが大きいと認められる場合、留保に当初配分の比率を乗じた数量を配分可能(海区漁業調整委員会には事後報告)。

会長 ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。

全委員

(審議)

会 長

他にご意見等ございませんか。

全委員

(意見等なし)

会 長

他にご意見等もないようですので、第 3 号議案「長崎県資源管理方針の変更について(諮問)」については、原案どおり変更して差し支えない旨、回答してよろしいでしょうか。

全委員

(異議なし)

会 長

ご異議もないようですので、第 3 号議案「長崎県資源管理方針の変更について(諮問)」については、原案どおり変更することに差し支えない旨、回答することに決定しました。

続きまして、第 4 号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」を上程します。
事務局の説明を求めます。

会 長

第 4 号議案について、お手元の資料の 4 1 ページをご覧ください。県から諮問文が参っておりますので、朗読させていただきます。

事務局

(諮問文朗読)

また、お手元の資料 4 2 ページから 5 0 ページまで関連する資料を添付しておりますので、県担当者(資源管理班)から説明いたします。

漁業振興課

- ・ 7 月 1 日から新たな管理年度となる「まさば及びごまさば」について知事管理漁獲可能量を定めるもの。
- ・ 「まさば及びごまさば」について、令和 4 年の目標とする資源水準は、令和 3 年に引き続き「持続的に最大の漁獲が可能となる最大持続生産量」いわゆる M S Y を実現するために必要な親魚量への回復。
- ・ 長崎県知事管理漁獲可能量(案) 「 1 . 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項」について、国から本県へ割り当てられた数量は、令和 4 年の「まさば及びごまさば」は 18,100 トン(令和 3 年から 6,900 トン減)。なお、大臣管理と知事管理漁獲量全体に占める本県の配分シェアは令和 5 年まで固定。
- ・ 「 2 . 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項」は、県に配分された数量を県の資源管理方針で定めた知事管理区分毎に配分する数量を記載。
- ・ 「まさば及びごまさば」は、中型まき網漁業に 16,700 トン、その他の漁業は努力量管理として「現行水準」。
- ・ 当初配分時点で、令和 4 年の留保の数量は 1,000 トン。

・ 中型まき網漁業への配分は、16,700トン。
県配分数量から留保1,000トンを控除し、直近3ヵ年の本県漁獲量に占める中型まき網のシェア(平均97.51%)を乗じて算出(100トン未満を切り上げ)。

会 長

ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。

岡部委員

かなり、厳しい資源評価といえる。国の評価であり全体を決めシェアを出してくる。数量配分ですので75%ルールを活用しながら混乱しないように何とかなるかなというふうに聞いてますけど。かなり現実的な数字に近づいてきているなという感じはしてます。

もう一回、少し諮問からずれるが、47ページに島根、山口、長崎、鹿児島ということで、数量配分された4県の数字があって、本来であれば上位8割に達するところまでが数量配分で、以下については現行水準が基本にあり、但し、数量配分を求める県についてはということで、山口県の1,100トンは求めて数字が入っていると思う。

これまでの協議の中でも、私は何度か現行水準というものと数量配分ですね、前回あったスルメイカは北海道以外では全部、現行水準であるという中で、今日、答えまでは求めてないが、今、部内で検討している中で、「現行水準」と少量であっても数量を求めていく「数量配分」とどちらが現場の混乱をもたらさない可能性が高いのか。

先程の議案の前に、75%となったら速やかに国の方が留保から追加配分しますよという形で、数量配分された県に対してはスムーズな対応もあるが、現行水準の場合で、概ね「何トン」と確率的に数量も含ませつつ現行水準という、依然の「若干」より少し数字を感じる表現になっている。現行水準と数量配分を課内で検討されていると思うが、そこら辺を教えていただければ。答えのところまでは要らないです。

漁業振興課

これまでの進捗状況ですが、本県の現行水準の魚種は44ページ、うち長崎県枠の欄で、マイワシ、スルメイカ、サンマが現行水準による管理となっている。最も注視すべきはマイワシで、令和4年は6,457トンと示されている。

このマイワシと大きく関わりのある県まき組合と相談し、主たる業者と話をさせていただいた。現行水準の管理がいいのか、数量明示を希望して管理したらいいのか意見交換もした。その中に目安数量というものがあるが、この数量を超える漁獲量になると、県はマイワシの漁獲を避けるようして下さいと指導を出さないといけない。実際、どれだけ超えたらどれだけ水産庁から言われるのかというのが見えてこない中で、一旦、数量明示してしまうとどうしても採捕停止となってしまう。一方で、現行水準であれば目安数量を多少超えようが公的な採捕停止にはあたらない。ひとまず現行水準で様子をしばらく見てはどうかとの意見もいただいている。

一方で、マイワシの目安水準は6,457トンであるが、3月に積み上がり、48ページの令和4年漁期、3月末時点3,849トンで50%以上が漁獲されている。4月以降はあまり獲れておらず、今後秋以降のマイワシは来遊が予測できない。状況によっては目安量を超えたり超え

ない場合もある。今年 of 状況を見ながら、県として数量明示か現行水準なのか判断していきたい。

岡部委員 T A C 魚種の品目が増え、T A C の制度に不慣れの漁業種類の中で T A C 管理の下、漁業を営む話があっている。そこに、的確に検討し答えをしっかりと出し切れるようしないといけない。特に、山口の 1,100 トンに興味をもって、どのような数字で漁獲されどのような対応をされたのか。逆に前回の長崎県のスルメイカ数量は悩むところで、数量配分であれば 25% の留保枠を使える。そこを含めしっかりと答えを出せるよう検討を重ねて、情報収集を希望する。

会長 他にご意見等ございませんか。

全委員 (異議なし)

会長 他にご異議等もないようですので、第 4 号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」については、諮問原案どおり設定して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

全委員 (異議なし)

会長 ご異議もないようですので、第 4 号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」については、諮問原案どおり設定して差し支えない旨、答申することに決定しました。

続きまして、その他の件とします。

「(1)令和 3 管理年度におけるまさば及びごまさばの追加配分について」、報告をお願いします。

漁業振興課

- 令和 3 管理年度におけるまさば及びごまさばについて、国から 2,000 t 追加配分があり(4/1 告示済)、今回、委員会報告するもの。
 - 変更前：25,000 トン
 - 変更後：27,000 トン
- ・うち、中型まき網漁業の知事管理漁獲可能量は、過去 3 ケ年の一般漁業に占める中型まき網漁業のシェアを率を乗じて算出。
 - 中型まき網 T A C：26,200 トン

会長 お手元の資料の 52 ページから 57 ページに関連する資料を添付しております。

全委員 (内容説明)

会長 ただいまの報告について意見等ありますか。

全委員

(意見等なし)

続きまして、

「(2)令和3管理年度(第7管理期間)におけるくろまぐろの漁獲実績について、(3)令和4管理年度(第8管理期間)におけるくろまぐろの追加配分について」、一括して報告をお願いします。

漁業振興課

お手元の資料の59ページから75ページに関連する資料を添付しております。

○第7管理期間におけるくろまぐろの漁獲実績について、以下を報告。

・第7管理期間の漁獲実績

(小型魚)割当量833.8トンに対し、実績752.7トン

(大型魚)割当量181.7トンに対し、実績179.6トン

・海区内の漁業種類間及び海区間の割当量の融通

・枠内先取り方式(オリンピック)の実施結果

・県留保枠からの追加配分など

○第8管理期間におけるくろまぐろの追加配分について、以下を報告。

(小型魚)当初728.9トンから886.3トン、

さらに886.9トンに変更

(大型魚)当初173.3トンから184.6トンに変更

・「長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」について」により、小型魚及び大型魚の各海區別、採捕の種類別の配分量を変更する予定。

会長

ただいまの報告について意見等ありますか。

全委員

(質問、意見なし)

会長

続きまして、

「(4)長崎県漁業調整規則の一部改正にかかる状況報告について」、報告をお願いします。

漁業振興課

お手元の資料の77ページ、78ページに資料を添付しております。

○遊漁者等が使用する「やす」について、漁業調整問題に発展しており、規定の明確化を図るため規則の改正について状況報告

・7月に海面利用協議会開催とパブコメ実施

・8月に海区漁業調整委員会へ諮問し、水産庁へ認可申請を予定

・公布後、周知活動ののち施行を予定

吉本委員

海面利用協議会とは一体こういった機関か。どこにあって誰が入っ

ているのか教えて欲しい。

漁業振興課

県海面利用協議会は県に一つ県協があり、メンバーに漁業者、遊漁者、釣団体、学識経験者で構成しており、漁業と遊漁の調整問題が生じたときに協議し、問題整理にもっていく。また、規則として規制するときや委員会指示で遊漁者を規制強化するときは意見を聴く必要があります。

吉本委員

地区協もあるのか

漁業振興課

県南にもあり、離島にも壱岐、対馬、五島にあり幅広く皆様の意見を聴きながら必要な遊漁者への規制強化を図っていきます。

吉本委員

初めて聞く。最近、遊漁問題が多いので詳しく聞かせて欲しい。漁業者も入っているんですね。

漁業振興課

参画しています。

会長

ほかございませんか。

全委員

(意見等なし)

会長

事務局から何かありませんか。

事務局

(次回8月開催予定)

会長

それでは、これもちまして、第289回長崎県南部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

<閉会：15：16>